

教第102号議案

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則について
教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成31年3月25日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に委任する事務等に関する規則（昭和31年11月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号「表彰を行うこと」を「職員に重要な表彰を行うこと」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

教育長に委任する事務等に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(委任)

(委任)

第2条 教育委員会は、別に定める場合を除くほか、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

第2条 略

(1)～(11) 略

(1)～(11) 略

(12) 表彰を行うこと。

(12) 職員に重要な表彰を行うこと。